

徳島県告示第四百五十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 二・（エチルアミノ）・二・（三・メチルフェニル）シクロヘキサン・一・オン（通称 DMXE又はDeoxyamphetamine）及びその塩類

2 化学名 N、N・ジエチル・二・ム「五・ニトロ・二・（四・プロポキシフェニル）メチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イルヰエタナミン（通称 Protonitazene）及びその塩類

3 化学名 一・（シクロブチルメチル）・N・（二・フェニルプロパン・二・イル）・一H・インドール・三・カルボキサミド（通称 CUMYL・CBMIC A）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため効力が失われた日

令和四年七月八日